

請求人 宛て

横浜市監査委員	藤野次雄
同	高品彰
同	前田一
同	谷田部孝一

### 住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和6年4月15日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

#### （理由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

#### 1 公金の支出について

本件請求において請求人は、「政策局広報戦略・プロモーション課」が「2023年2月22日にYouTubeで公開した「5本の動画」（以下「当該動画」といいます。）に関し、動画の内容が「「住みたい」「住み続けたい」「選ばれる」都市としてのブランド力向上のためのプロモーション」における「費用対効果がゼロ」、「人によっては、」「費用対効果はマイナス」であると述べています。また、当該動画が「居住促進のために税金で作られたことを知ったら、税金をドブに捨てているようなものと思うのが社会通念」、「動画に居住を促進する価値はない」とし、「動画そのものが不当な公金の支出の理由になります。」と述べています。

住民監査請求を行うに当たり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為（当該動画の「制作費と宣伝費」の支出）の違法性又は不当性について具体的に摘示する必要がありますが、前記請求人の主張は、動画の内容や政策局（当時）の事業そのものに対する不当性を主張するものであり、その事業に基づき行われた本件請求に係る公金の支出自体の不当性を主張するものではないと解されます。

（裏面あり）

公金の支出が事業に基づいて行われたとしても、事業そのものとは別の行為であり、住民監査請求の対象が、財務会計上の行為又は怠る事実限定されていることから、公金の支出の不当性も、事業そのものとは別個に考える必要があります。公金の支出が財務会計上の行為であるのに対し、事業そのものは、広範かつ多岐にわたる裁量行為であって財務会計上の行為ではありません。

したがって、請求人が、財務会計上の行為である本件請求に係る公金の支出の不当性ではなく、事業そのものの不当性を主張している以上、これを住民監査請求の対象とすることはできません。

## 2 財産の管理を怠る事実について

次に、請求人は、所管課が「お金を支払った」「動画は目的外だったので、居住促進としての価値がゼロになってしまいました」とし、「財産の管理には動産の購入が含まれるため、無価値の動画に公金を支出することは不正になります。」と述べています。

しかし、当該動画に「お金を支払った」ことは、公金の支出であり、財産の管理を怠る事実の摘示ではなく、「動画が目的外」「居住促進としての価値がゼロになってしまいました」の記載は、居住促進という事業目的に照らして判断されるものについて摘示したものであり、財務会計上の行為ではないと解されます。

法第 149 条第 6 項には、普通地方公共団体の長の事務として、「財産を取得し、管理し、及び処分すること。」と示されています。また、財産の管理について、最高裁判所平成 2 年 4 月 12 日判決は、当該財産の「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」と判示しています。

上記法及び判例を踏まえると、「動産の購入」とは、財産を購入により取得することであると解されるため、財産の管理を怠る事実の摘示ではありません。

さらに、請求人は、当該動画について、所管課が「指導できる立場にありながら、何もしなかった」ことにより「居住促進としての価値がゼロ」になったと述べています。

当該動画に関する所管課の「指導」とは、上記判例が示す「財産的価値に着目」したのではなく、委託契約上、特定事業者が制作する動画が事業目的に沿わない場合におけるものであり、また、「居住促進としての価値がゼロ」の記載は、事業目的に照らして判断されるものについて摘示したものです。

「1 公金の支出について」で述べたとおり、事業そのものは広範かつ多岐にわたる裁量行為であって財務会計上の行為ではないため、その事業目的に関する「指導」も、財務会計上の行為及び管理とは認められません。

したがって、請求人は財産の管理を怠る事実について個別的・具体的に摘示していません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。